

告 示

埼玉県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第三百五十七号で告示した上尾都市計画公園事業（伊奈町施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二年九月十一日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成七年埼玉県告示第四百四十三号の事業地のうち、大字羽貫字寺下及び字谷畑並びに大字小針内宿字内谷地内の一部並びに大字羽貫字八幡谷地内を削る。

ロ 使用の部分

変更なし